

個人の

寄付者  
特別会員  
賛助会員

の皆さまへ

令和2年12月25日から

## 春日部市社会福祉協議会は 「税額控除対象法人」になりました

### 寄付金、社協会員会費（特別会費・ 賛助会費）は、税金の控除の対象に なります

本会への寄付金、社協会員会費（特別会費・賛助会費）は、所得税や住民税の控除の対象となります。確定申告を行うことによって、一定額の還付を受けることができます。

税額控除対象法人は  
以下の条件を満たしています。

（本会の場合）

- ◆ 3,000円以上の寄付者が  
過去5年間で平均して年に100人  
以上いること
- ◆ 定款・役員名簿等を据え置き、  
閲覧ができること
- ◆ 寄付者名簿を作成し、保存して  
いること

### 「税額控除対象法人」に寄付すると

税額控除対象外法人に寄付すると、所得税の控除は「所得控除」のみの適応となりますが、「税額控除対象法人」に寄付すると、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選ぶことができます。

### 「税額控除」のメリットとは

「税額控除」は、個人寄付者に対する所得税の税制優遇です。「税額控除」では、税額から税額控除額を直接差し引くため、小口の寄付にも減税効果が大きく、「所得控除」に比較してほとんどの場合、「税額控除」の方が減税効果が大きくなります。

税額控除法人は  
多くの皆さまに  
支持されている組織  
であることの証です

詳しくは、所轄の税務署等へお問合せください。